

## 第2号議案 大塚西地区乗合タクシーの実験運行について

### 1. 大塚西地区乗合タクシーの概要

安佐南区大塚西地区にある下城ハイツは、団地内や団地に至る経路に坂道が多く、アストラムライン駅や近接バス停から1km以上離れた交通不便地域であり、自家用車等を利用できない高齢者などの交通弱者の生活交通を確保することが課題となっている。

こうした中、新たな生活交通を導入しようと、大塚・伴南学区社会福祉協議会や下城ハイツ町内会、第一タクシー㈱等で構成する「大塚・伴南地区生活交通支援協議会」を設立し、広島市と協力しながら、乗り合いタクシーの運行に向けた準備を進めてきた。

このたび、本格運行に向け持続可能な運行形態を探るため、平成28年10月からの実験運行開始を検討している。



## ■ 現在までの経緯（概要）

時 期	内 容
平成 25 年 1 月	第 1 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（協議会の設置について）
平成 25 年 3 月	第 2 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（大塚・伴南地区の循環バスの検討）
平成 26 年 9 月	第 4 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（下城ハイツを中心とした乗合タクシーへ方向を転換）
平成 26 年 11 月	第 5 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（デマンド方式の導入決定など）
平成 27 年 12 月	第 7 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（デマンド方式から乗合バス方式へ方向転換）
平成 28 年 7 月	第 11 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（運行計画決定）

## 2. 実験運行の路線及び運賃等の設定

実験運行に関する概要は以下のとおりである。

### ■ 運行形態

名 称	下城ハイツ乗合タクシー														
実 施 主 体	大塚・伴南地区生活交通支援協議会 (大塚・伴南学区社会福祉協議会、下城ハイツ町内会、第一タクシー株、市西風新都整備部、市都市交通部)														
運 行 事 業 者	第一タクシー株														
実 験 運 行 期 間	平成 28 年 10 月 3 日 (月) ~ 平成 29 年 9 月 29 日 (金)														
運 行 路 線 ・ 運 行 日 等 (P. 4 路線図参照)	<table border="1"><thead><tr><th>路 線</th><th>系 統 1</th><th>系 統 2</th></tr></thead><tbody><tr><td>運 行 日</td><td>月 ~ 金曜日</td><td>※祝日を除く</td></tr><tr><td>キ 口 程 所 要 時 間</td><td>(往路) 3.0 km • 10 分 (復路) 3.2 km • 10 分</td><td>(循環) 5.5 km • 15 分</td></tr><tr><td>停 留 所</td><td>9 か所</td><td>8 か所</td></tr></tbody></table> <p>※団地内等の交通量が少ない区間はフリー乗降</p>			路 線	系 統 1	系 統 2	運 行 日	月 ~ 金曜日	※祝日を除く	キ 口 程 所 要 時 間	(往路) 3.0 km • 10 分 (復路) 3.2 km • 10 分	(循環) 5.5 km • 15 分	停 留 所	9 か所	8 か所
路 線	系 統 1	系 統 2													
運 行 日	月 ~ 金曜日	※祝日を除く													
キ 口 程 所 要 時 間	(往路) 3.0 km • 10 分 (復路) 3.2 km • 10 分	(循環) 5.5 km • 15 分													
停 留 所	9 か所	8 か所													
運 行 便 数 (P. 4 時刻表参照)	①系 統 1 10 便/日 ②系 統 2 4 便/日														
運 費	大人 (中学生以上) : 200 円 小学生 : 100 円 (保護者同伴の場合無料)														
使 用 車 両	ジャンボタクシー 乗車定員 14 人 (運転手含む)														

## 4. 移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、基準の適用除外を受けることができるとされている。乗車定員 24 人未満の旅客自動車運送用事業車は、スロープ板の設置、通路の有効幅の確保などについて地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定せずに適用除外の認定を行うことができる。

今回、使用する車両の乗車定員は 24 人未満であるため、本会議に諮るものである。

### ■ 使用車両と適用除外申請内容

使 用 車 両	ハイエースコミューター	
全長／全幅／全高	5,380/1,880/2,285mm	
定 員	14 名（運転手含む）	
適 用 除 外 を 申 請 す る 内 容	スロープ板	車いす使用者の乗降を円滑にする設備を備えること
	車いすスペース	車いすスペースを一以上設けること
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上 とすること
適 用 除 外 申 請 理 由	運行経路に幅員の狭い道路があるなど、大きな車両では通行できないため。 (P. 6 別図参照)	
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	



